

防災庁設置に向けた最近の取組と今後の方向性

2026年10月21日

内閣官房防災庁設置準備室

目次

- 1． 防災庁の概要について
- 2． 防災庁設置を見据えた最近の取組について
- 3． 今後の方向性、検討体制について

防災庁の概要について

防災庁設置に向けた全体スケジュール

令和6年度

●R6.11.1 防災庁設置準備室発足

防災立国推進閣僚会議

●R6.12.20 第1回

●R7.1～R7.6
防災庁設置準備アドバイザー会議

令和7年度

●R7.6.6 第2回

●R7.9.2 第3回

●R7.12.26 第4回

●R7.12.26 閣議決定
防災立国の推進に向けた基本方針

令和8年度

●R8.3.6
関連法案閣議決定

←---→
関連審議

(R8.4～R8.6)

●R8.7.13
関連法案可決・成立

**R8.11.2
防災庁
設置予定**

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける**防災大臣を配置**
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な**予算・人員の確保**
- 内閣府防災担当を発展的に改組
※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた**定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告**等による**事前防災の推進**
〔・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制**の構築

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、内部部局として4部門**を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築**。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防 災 大 臣

副大臣、大臣政務官

事 務 次 官

統 括 官

参 事 官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築 等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、**官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築**する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、**令和8年中の設置**を目指す。 6

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

防災庁の担う具体的な事務

大規模災害に対する事前防災の推進

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握
- 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進

円滑かつ迅速な災害緊急事態対応

- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- デジタル技術活用による迅速な被害状況把握
- 首長の意思決定支援、対応手順の標準化
- 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備

早期の復旧・より良い復興の実現

- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援
- 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討

被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善
- 女性・高齢者・こども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進
- 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施
- 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施

デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用
- 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

戦略的な防災情報発信

- 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築
- 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信

産官学民連携体制の構築

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築

体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成

防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合
- 被害想定的高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展

国際防災協力の推進

- 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

防災庁設置法（令和8年法律第61号）及び 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和8年法律第62号）の概要

趣 旨

防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務 及び組織に関する事項を定める。また、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加するほか、関係法律の規定の整備等を行う。

概 要

①防災庁設置法

1. 内閣に防災庁を設置（第2条）

2. 防災庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務：第4条第1項）

- ・ 防災の施策に関する基本的な方針及び計画、大規模な災害への対処に関する企画立案・ 総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進 等

(2) 分担管理事務（自ら実施する事務：第4条第2項）

- ・ 中央防災会議、災害対策本部等の防災に関する組織の設置及び運営
- ・ 国・地方公共団体・民間事業者等が防災計画等に基づき実施する事前防災の推進
- ・ 被災者や被災自治体の支援
- ・ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策 等

3. 防災庁の組織

- (1) 防災庁の長及び主任の大臣を内閣総理大臣とし、防災庁の事務を統括する防災大臣を置く。内閣補助事務を遂行するため、**防災大臣に、関係行政機関の長に対する勧告権を付与し、当該勧告権に基づく勧告を受けた際の関係行政機関の長における尊重義務を規定**する。（第6条～第8条）
- (2) 副大臣及び大臣政務官一人に加え、防災庁の庁務を整理し、各部局等の事務を監督する事務次官一人を置く。（第9条、第10条、第12条）
- (3) 防災に関する重要事項等を審議するとともに、重要政策等を推進する**中央防災会議を内閣府から防災庁に移管**する。（第14条）
- (4) 研修及び研究を行う文教研修施設（防災大学校(仮称)）を置くことを可能とする。（第15条）
- (5) 地方機関として防災局を置く。（第16条）

②防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1. 災害対策基本法の一部改正

- (1) 科学的なリスク評価に基づく事前防災、被災者の良好な生活環境の確保を災害対策の基本理念に追加する。（災対法第2条の2）
- (2) 災害からの復旧及び復興を推進するための本部の規定を追加する。（災対法第2章新第4節）

2. 日本海溝・千島海溝地震法^{※1}、南海トラフ地震法^{※2}の一部改正

- (1) リスク評価の結果、人口動態の変化、技術の進展等に応じた基本計画の見直し義務を新設する。
（海溝地震法第4条新第5項、南トラ法第4条新第6項）
- (2) 地方防災会議等が策定する推進計画の実効性を一層確保するため、国からの必要な情報の提供、助言等の援助を行う規定を追加する。
（海溝地震法新第5条の2、南トラ法新第6条の2）

※1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

※2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

3. 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正

施行期日

令和8年11月2日（防災局に関する規定については公布の日（令和8年7月17日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日）

防災庁の組織体制について

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官**の下に、**4つの部局（統括官4名）**を置く。
- 定員は、現行の220名から、**352名に増員**。

【現行】内閣府の部局

【定員 2 2 0 名】

内閣総理大臣

特命担当大臣
(防災)

副大臣、大臣政務官

防災監

政策統括官

参事官

審議官

内閣審議官
(船舶活用医療推進室長)

防災庁の内部組織

【定員 3 5 2 名】

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

審議官

I 総合政策部門

総括・人事、政策調整、広報、予算・会計、被災者生活再建、防災産業・研究開発

II 災害事態対処部門

災害緊急事態対処、訓練・人材育成、救援

III 防災計画部門

防災計画、調査企画、復旧復興、国際

IV 地域防災部門

地域防災力強化、防災デジタル、普及啓発、NPOボランティア連携、被災者支援、物資支援

※統括官、審議官、参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

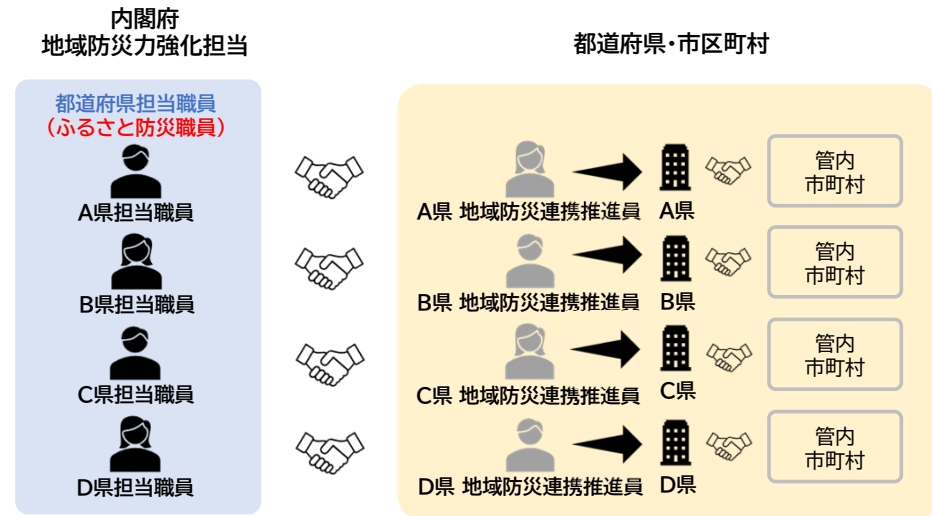
※法案成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

※地方機関は、当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から、地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

防災庁設置を見据えた地域防災力強化の取組

- 令和8年中の防災庁の設置を見据え、令和7年度から内閣府防災担当の体制を段階的に拡充しており、「地域防災力強化担当」を新設し、各都道府県の担当職員である「**ふるさと防災職員**」を配置しています。(現在、47名を各都道府県に割り当て)
- ふるさと防災職員は、
 - ◆ 災害発生時には「地域防災リエゾン」として現地に赴き、被災状況の把握や被災自治体の支援に従事するとともに、
 - ◆ 平時には、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、避難生活環境の改善や具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施などの地方自治体の取組を支援し、地域における事前防災を推進しています。
- 併せて、各都道府県は内閣府防災担当との窓口担当職員を「**地域防災連携推進員**」に指名し、ふるさと防災職員と連携して、災害発生時の連絡調整や事前防災の徹底に取り組んでいます。

■ 地域防災力強化の取組(イメージ)



「ふるさと防災職員」の主な業務内容

被災地へリエゾンとして派遣

災害発生時には、「地域防災リエゾン」として被災地に派遣され、被災地方自治体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や被災地方自治体の支援に従事しています。



ブロック会議の開催

国と地方自治体が一丸となって事前防災を徹底するため、定期的に国と都道府県職員が参加する「地域防災力強化ブロック会議」を開催し、ブロックごとに各都道府県の効果的な取組や課題、直近の災害対応経験等を共有しています。



都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、事前防災の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、都道府県庁と連携して管内市区町村へのヒアリングを行うこともあります。



地域の防災訓練等への参加

国や地方自治体等が主催する各地域の防災訓練や防災に関する研修等に参加し、地方自治体職員との連携強化や地域住民の防災意識の向上に取り組んでいます。



防災庁設置に向けた予算確保の方向性

- 令和8年中の防災庁設置に向け、事前防災の徹底や災害対応力の強化等を図るとともに、防災庁の設置及び施策の実施体制の整備等に必要な予算を確保し、防災体制の抜本的強化を図る。
- 既に措置された令和7年度補正予算（122億円）も併せて活用し、防災体制の充実・強化を更に加速化する。

令和8年度当初予算

[内閣府防災担当・防災庁予算]

合計202億円（前年度：146億円）

○防災対策の充実・司令塔機能の強化

・**防災力強化総合交付金** 35億円 **（新規）**

[シミュレーションに基づく災害リスク評価を通じた防災計画の見直し、資機材や運用体制など、地方自治体への防災対策支援の抜本的強化]

・**事前防災対策総合推進費** 17億円（前年度17億円）

[防災技術の開発・実装など各省連携による事前防災対策の推進]

上記のほか、以下のような防災対策の充実を推進。

- ◇大規模災害対策の推進
- ◇避難生活環境の抜本的改善
- ◇被災者支援体制強化
- ◇産官学民連携体制の構築
- ◇防災教育、人材育成の推進
- ◇防災DXの推進
- ◇国際防災協力、防災産業の海外展開 など

○防災庁の設置・運営等に必要な経費

・**防災庁関係経費** 45億円 **（新規）**

[設置・運営に必要な準備経費、人件費、運営経費等]

令和7年度補正予算

[内閣府防災担当・準備室予算]

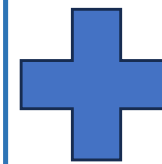
合計122億円

〈主要事項〉

- ・プッシュ型支援物資の分散備蓄の充実（6.5億円）
- ・大規模地震に係る地域ごとの分野横断的な災害リスク評価（0.3億円）
- ・防災情報システムの効果的な利活用促進業務（5.5億円）
- ・船舶を活用した医療提供体制にかかる資器材等の整備（6.9億円）
- ・被災者生活再建支援金等（47.8億円、※義務的経費）
- ・新総合防災情報システムの整備（16.2億円、デジタル庁一括計上） など

[地域未来交付金]

- ・地域防災緊急整備型（1,000億円の内数）



防災庁の設置に向けた災害対応力の抜本的強化（主要事項）

（令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算）

【8年度当初予算：202億円（146億円）】
【7年度補正予算：122億円】

1. 一貫した災害対応の司令塔機能の確立

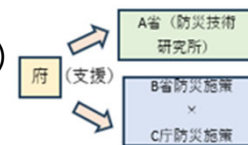
○防災力強化総合交付金 35億円（新規）

- ・シミュレーションに基づく災害リスク評価を通じた実効性の高い防災計画への見直し、防災・減災に必要な資機材や運用体制の整備など、地方自治体の防災対策に対する国の支援を抜本的に強化する新たな交付金を創設。



○事前防災対策総合推進費 17億円（17億円）

- ・防災技術の開発・実装や各省連携等による事前防災対策の推進。



2. 事前防災の徹底・災害対応力の充実強化

（注）*は7年度補正予算を含む

（1）モレ・ムラのない被災者支援の実現

○プッシュ型支援の備蓄物資の分散備蓄の充実 6.5億円*

- ・新たな分散備蓄拠点の追加整備及び冷暖房機器など備蓄物資・資機材の充実。



○船舶活用医療に関する資器材等の整備 6.9億円*

- ・船舶活用医療の提供に必要な資器材等を分散備蓄する。



（2）産官学民連携体制の強化

○官民連携による被災者支援のネットワークの構築 4.4億円*

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備・運用、災害中間支援組織の機能強化、団体登録制度の周知等の普及啓発を実施する。



（3）防災人材育成や訓練、防災教育の推進

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充 3.9億円（3.9億円）

- ・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修の拡充。



（4）デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

○防災情報システムの効果的な利活用促進 5.5億円*

- ・新物資システム（B-PLo）の操作研修や現地訓練、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の実践的な訓練の普及促進等。



○災害画像の集約等による初動対応の充実 1.1億円（新規）

- ・災害時の空撮画像を集約・解析し、被害の全体像を迅速に共有。



（5）防災技術の開発・実装、国際展開

○国際防災協力・防災産業の海外展開 3.7億円（3.4億円）

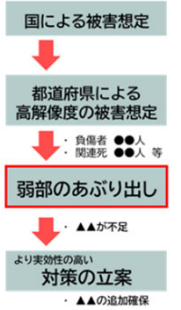
- ・防災産業の海外展開支援の充実とともに、2027年秋のアジア太平洋防災閣僚級会議（日本開催）に向けた企画・検討を実施。



○防災庁関係経費 44.8億円（新規） ・防災庁の設置・運営に必要な準備経費、人件費、運営経費等。

防災力強化総合交付金 制度概要

目 的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。				
令和8年度 予算額	35億円	補助率	1/2	交付対象 事業者	地方公共団体

基幹事業	事業概要	交付上限額（国費）
（１）防災力強化支援事業	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方自治体の先進的な防災力強化の取組を支援する。 	上限なし
（２）広域連携推進事業	各地方自治体が、発災時に他の地方自治体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。 広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。 	都 道 府 県：6,000万円※ 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 ※都道府県が管内市区町村と連携して事業実施する際は、交付上限額を1億2,000万円まで増額可。
（３）被災者支援体制整備加速化事業	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 ①スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援 ②事前防災に向けた協議会合の開催を支援  	500万円 100万円



防災庁

National Disaster Management Agency

ロゴマークコンセプト

- 防災庁の「防」の字を基に、角度を変えて上向きの矢印のように見せることで、防災を通して明るい未来へ向かうイメージ
- ひとつの傘の下に産官学民の関係者が集うという意味合いも込めて
- 3色で「事前防災、発災時、復旧復興」を一貫して担うことを表現



防災庁設置を見据えた最近の取組について

令和8年熊本地震 概要

- 令和8年7月28日16時27分頃にマグニチュード7.1（暫定値）、最大震度7（宇城市、氷川町）の地震が発生。
- 熊本県等では、死者38名のほか、重軽傷者376名の甚大な被害が発生。
- 電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障が生じた。

○人的被害（令和8年10月5日現在）

	死者	うち災害関連死	行方不明者	重傷者	軽傷者
人数	38名	0名	0名	43名	333名

○住家被害（令和8年10月5日現在）

都道府県名	全壊	半壊	一部破損
山口県			2
福岡県			8
熊本県	2,408	7,802	59,384
合計	2,408	7,802	59,394

○ライフライン被害（令和8年10月5日現在）

	最大戸数	復旧状況
電力	約48,530戸停電	高圧線を原因とする停電解消済み（7/31）
水道	約108,100戸断水	復旧済み（8/28）
ガス	9,373戸供給停止	供給再開（8/14）



- 被災された方々の生活の再建に向けては、清潔なトイレ、温かい食事などの基本的な生活環境の整備はもちろんのこと、バス等による**避難者の移動手段を確保**し、更なる環境整備を図った上で避難者を受け入れる、**拠点避難所を整備**する。

○拠点避難所の整備

(9/10 9時00分現在)

	宇土市	宇城市	八代市	氷川町	合計
拠点避難所	1カ所	8カ所	15カ所	4カ所	28カ所
拠点避難者数	79人	471人	887人	251人	1,688人

※上記4市町には、拠点避難所としていない福祉避難所に25人が入所（八代市 12人、宇城市 13人）

※現在の熊本県全体の避難所数：39カ所 避難者数：1,838人（最大506カ所9,931人）（9月9日時点）

○拠点避難所化に伴う移送支援

- ・バス等による避難者の移動手段の確保
- ・介護タクシーによる病院や役場への移送

○避難所の環境整備

- ・快適トイレ仕様のトイレカーの派遣
- ・洗濯ニーズ支援のためランドリーカーを派遣
- ・弁当の支給、キッチンカーの派遣
- ・循環型シャワー等の配置、公衆浴場の無料開放
- ・飲料・食料等支援物資の十分な提供（飲料139万本、主食59万食が現地到着済み。）

○在宅避難・車中泊等

- ・避難者の健康管理を支援する保健師等チームを順次派遣（9月10日時点で22チーム活動中（最大時35チーム））
- ・警察の特別自動車警ら部隊等による車中泊者への声掛け・相談
- ・8月5日から、高齢者等の個別訪問による状況把握等を実施
- ・被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントについて、取組を促進

避難先の移動
(二次避難)

○ホテル・旅館等

- ・8月2日より被災市町村で順次開始、9月10日時点で629件 1,322人開始済（8月8日より受付用コールセンター設置）
- ・ホテル等への避難者に対しては看護師等の見守りを実施（8月17日より健康管理のためのコールセンター設置）

生活空間（パーティションと段ボールベッド）

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各避難所において、被災者のニーズを伺い、必要に応じて、パーティションテントや段ボールベッド等が設置されている。



鏡コミュニティセンター（八代市）



氷川中学校（氷川町）



不知火体育館（宇城市）

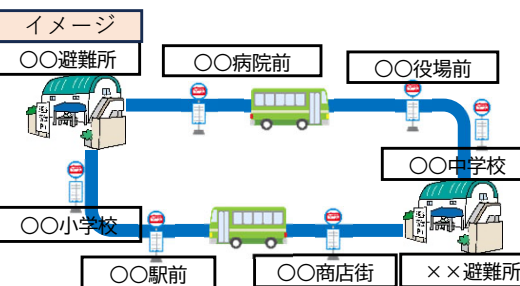


宇土市民体育館（宇土市）

拠点避難所の移送

・拠点避難所が移設され、自宅から避難所が遠くなった避難者が病院や役場などに移動するために必要な、車両を確保し、定期的に病院や役場等を行き来できるよう被災者の移動手段を確保する。

・八代市では、9月8日から避難者が病院や役場などに移動するために必要な、循環ワゴン車を確保し、定期的に病院や役場等を巡回。（市内7路線で運行（1日5便））



トイレカー・トイレトレーラー

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各市町の避難所において、トイレの不足する避難所には、各自治体等が所有する快適トイレ仕様のトイレカー、トイレトレーラー等が、9月10日時点で20台設置されている。

	宇土市	宇城市	氷川町	八代市
トイレカー	0	3	3	6
トイレトレーラー	0	4	1	0
トイレコンテナ	0	2	1	0



千丁コミュニティセンター（八代市）



松橋西防災拠点センター（宇城市）

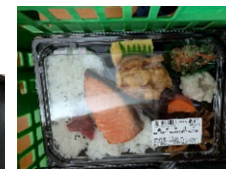
食 事

・県の要請等により、八代市、宇土市、宇城市、氷川町等へキッチンカーが派遣されている。

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町等で弁当・炊き出しの支給が実施されている。



小川防災拠点センター（宇城市）



旧豊野小学校体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）



千丁コミュニティセンター（八代市）

保健・福祉サービスの提供

・7/29（水）からDWAT（災害派遣福祉チーム）が活動を開始し、八代市、宇城市、氷川町を中心に、避難所等における高齢者等への相談支援や環境整備等を実施。20チームが活動中。

・保健師等による避難所巡回や在宅避難者への戸別訪問を実施。



DWATの活動の様子



福祉避難所の支援の様子

入浴・洗濯の機会

・八代市等の避難所に仮設入浴設備等が設置されている。

・洗濯ニーズ支援のため、宇城市、八代市へ「ランドリーカー」が派遣されている。（3台稼働中）

・八代市、宇城市等において、熊本県クリーニング生活衛生同業者組合等による洗濯支援が実施されている。



氷川中学校（氷川町）



鏡コミュニティセンター（八代市）

○内閣府・国土交通省では、住まいの確保に向けた取組として、
「応急的な住まいの確保」、「住宅の補修等への支援」、「住宅の再建への支援」
を行っているところ、具体的な取組内容は以下のとおり。

応急的な住まいの確保

公営住宅等の提供

- 公営住宅について、全国で約1万戸、熊本県内で382戸の空室を確保。県内25戸、県外15戸で受入決定。
- UR賃貸住宅について、全国で140戸の空室を確保。

国土交通省のホームページにおいて、**応急的な住まい確保のための公営住宅等の空室情報等の集約・提供を実施。**

賃貸型・建設型応急住宅の円滑な提供に向けた関係団体との調整

- 賃貸住宅関係団体※に協力要請（7/30）※（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 不動産関係団体※に協力要請（7/30, 8/28）
※（公財）日本賃貸住宅管理協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会
- 賃貸住宅関係団体等の協力のもと、21市町村において入居申込を受付中。入居決定戸数は52戸（9/2時点）。
- 建設型応急住宅について、住宅生産関係団体※に協力要請（7/28）
※（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会
- 順次工事着手しており、7市町で22団地594戸が着工済（9/9時点）。

	熊本市	八代市	宇城市	氷川町	美里町	甲佐町	宇土市	計
着工済戸数（団地数）	50戸（3団地）	169戸（6団地）	149戸（4団地）	82戸（4団地）	52戸（2団地）	30戸（1団地）	62戸（2団地）	594戸（22団地）
竣工戸数	—	—	—	38戸	—	—	—	38戸

※浸水想定区域において垂直避難が可能な2階建て住宅（八代市：46戸、氷川町：13戸）を含む

住宅の補修等への支援

住宅の補修に係る施工体制の確保について業界団体に協力を要請

- 登録リフォーム事業者団体に協力要請（7/29）
- 建設業団体に協力要請（7/29）
- 建設関連業団体に協力要請（7/29）

住宅の補修等に関する相談窓口設置等への支援

- 相談員（建築士）が被災住宅の補修等に関する相談を受け付けるフリーダイヤルの開設及び熊本県の相談体制整備への支援を実施。

耐震性が不足した住宅等の改修への支援

- 地震により、住宅・建築物の耐震性の不足や、瓦屋根がずれる等の被害が確認された一部損壊等の住宅・建築物に対し、耐震基準等を満たすための改修における支援を実施。

住宅の再建への支援

災害公営住宅の整備

- 災害により住宅を失い、自力での再建が難しい者に賃貸するために公営住宅を整備する場合、地方負担を軽減。
※令和8年熊本地震は激甚災害として指定されており、通常の災害よりも補助率の引き上げ等が可能となる特例措置が適用される見込み。今後、対象地域を精査。
- 九州地方整備局に設置した支援チーム等を通じて、被災自治体からの相談に丁寧に対応するとともに、被災自治体への助言や情報提供を行い、被災地の被害状況等に応じた災害公営住宅の整備を支援する。

災害復興住宅融資及び既往ローンの返済猶予（住宅金融支援機構）

- 災害によって滅失・損傷した家屋の再建・補修を支援するため、罹災証明書の交付を受けた被災者を対象とした低利融資を実施。
- また、住宅金融支援機構の融資を受けている債務者のうち、被災による収入の減少などによって返済が困難となった者を対象に、返済方法を変更することができる特例を実施。

- ふるさと防災職員を現地対策本部等へ派遣し、それぞれの専門性や経験を活かしながら、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援活動を実施した。
派遣実績:延べ75名(10月2日時点)
- 現地には対口支援等により派遣されている各都道府県の地域防災連携推進員も多く、平素からの関係を活かして緊密に連携し、各種支援活動を実施した。

避難所巡回によるニーズ把握

- 各避難所を巡回の上、避難所環境や物資の不足状況、避難者のニーズ等について実態把握を行うとともに、避難所担当者との意見交換を実施した。また、地域ごとの物資供給における停滞要因を分析し、課題解決に向けた関係機関との調整を実施した。



ニーズに応じた物資支援

- 現地対策本部の物資担当と連携し、水循環式シャワーの搬入・設置を行い、被災者の生活環境改善を実施した。
- 段ボールベッド展開支援要員として各避難所に派遣し、順次段ボールベッドの展開を支援した。



市町リエゾンによる各機関との連携

- 被害の大きかった八代市、宇城市、氷川町の各市町にリエゾン要員を派遣し、各市町、応援自治体及び各省庁との連携を図り、情報収集及び課題解決のバックアップを実施した。



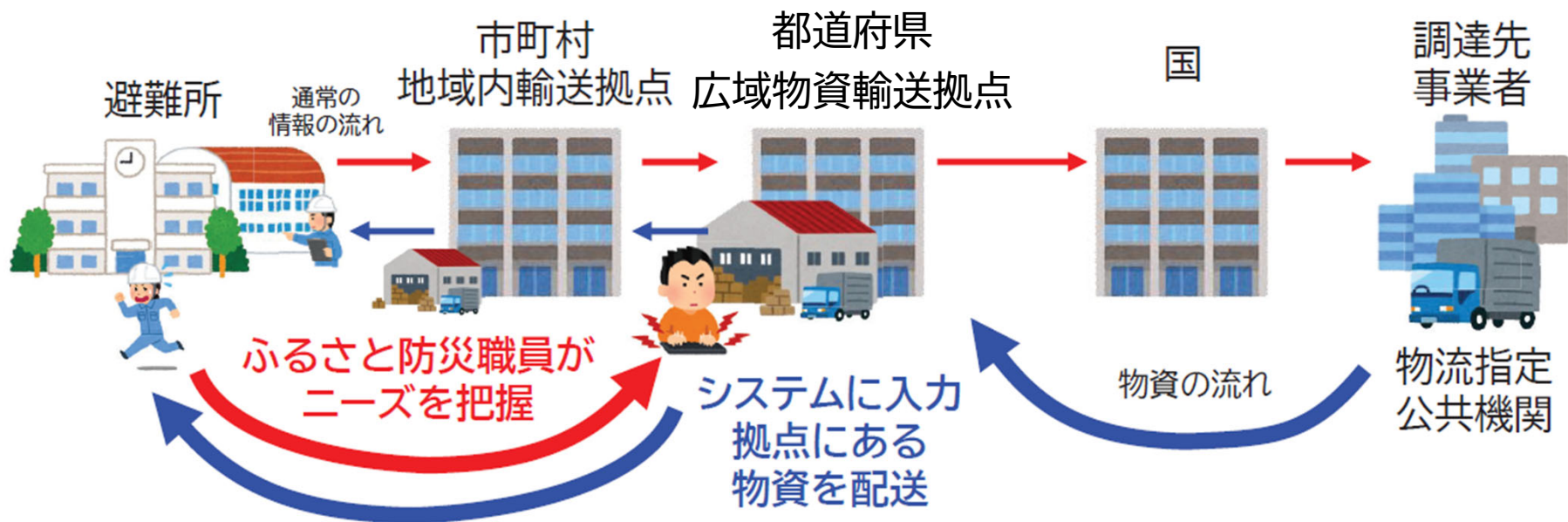
現地対策本部内での情報集約・調整

- 避難所巡回等により、収集した避難所環境や物資在庫状況等の情報を集約し、現況把握、資料作成等を実施した。
- ISUTヘデータを提供し、SOBO-WEBへ反映するための基礎データを作成した。



ふるさと防災職員によるニーズ把握・物流事業者等と連携したプッシュ型物資支援

- 内閣府のふるさと防災職員が各避難所を巡回し、不足物資や避難所ニーズを把握。
- 通常は市町村職員等が入力する物資支援システムに、国の職員が、必要な物資・数量等を入力。
- また、物流事業者と連携し、地域内輸送拠点における物資の仕分けや配送調整を行ったほか、広域物資輸送拠点（グランメッセ熊本）から地域内輸送拠点・避難所までの物資輸送体制を強化。
- ふるさと防災職員が自治体の物流担当者と意見交換を行い、ラストワンマイルの課題解消に向けて取り組む。

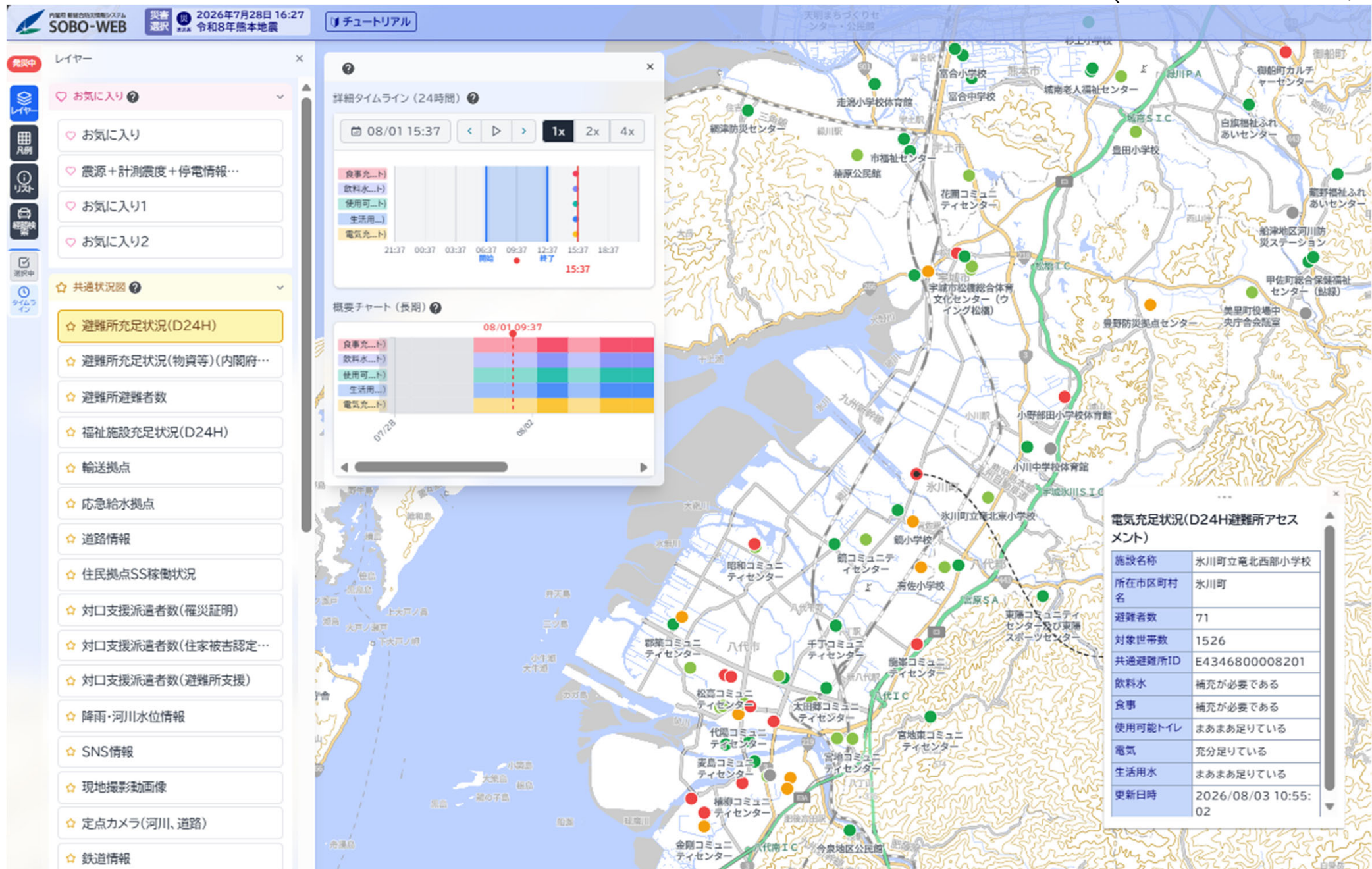


SOBO-WEB 避難所充足状況レイヤー

(D24H(※)避難所アセスメント:8/1 09:30更新)

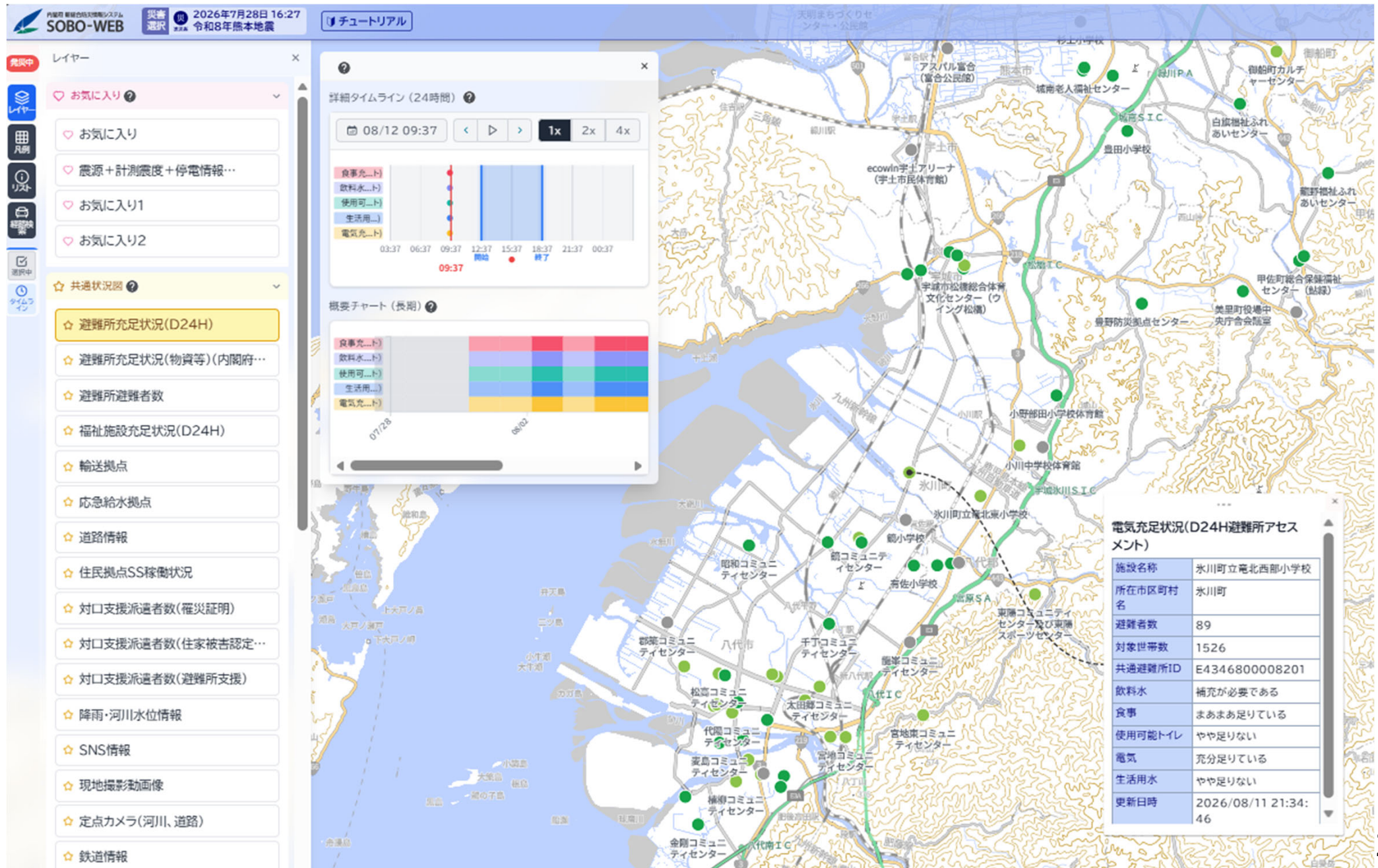
※D24H:災害時保健医療福祉活動支援システム。

(DMAT等の支援チームが情報入力)



SOBO-WEB 避難所充足状況レイヤー

(D24H避難所アセスメント：8/12 09:30更新)

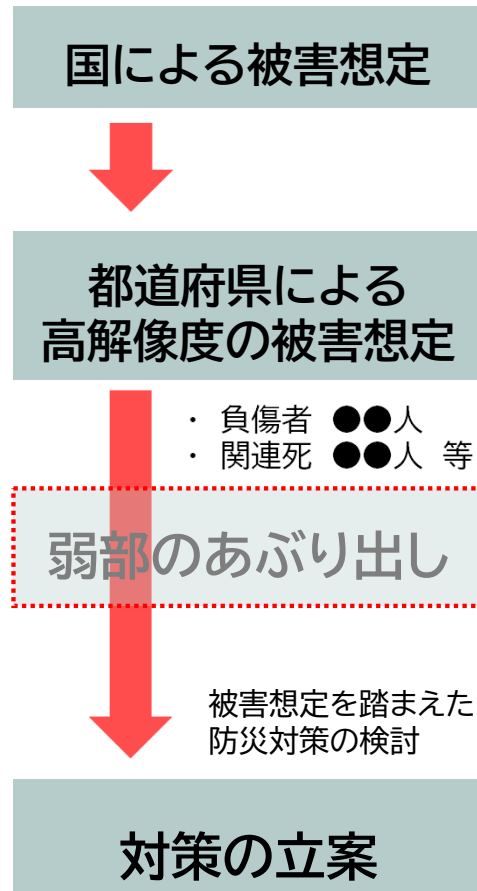


地域レベルでのシミュレーションに基づく災害リスク評価

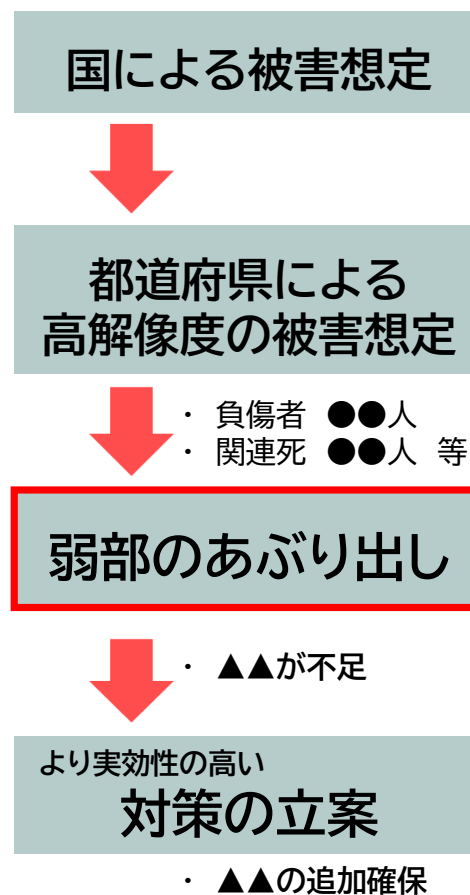
弱部をあぶり出すシミュレーションについて

- 自治体が「命を守る・命をつなぐ」ための必要量に対する備えが十分にできているかを定量的にも把握するため、地域単位でシミュレーションに基づく分野横断的な災害リスク評価(弱部をあぶり出し)を実施。

従来の取組



防災庁設置後の取組

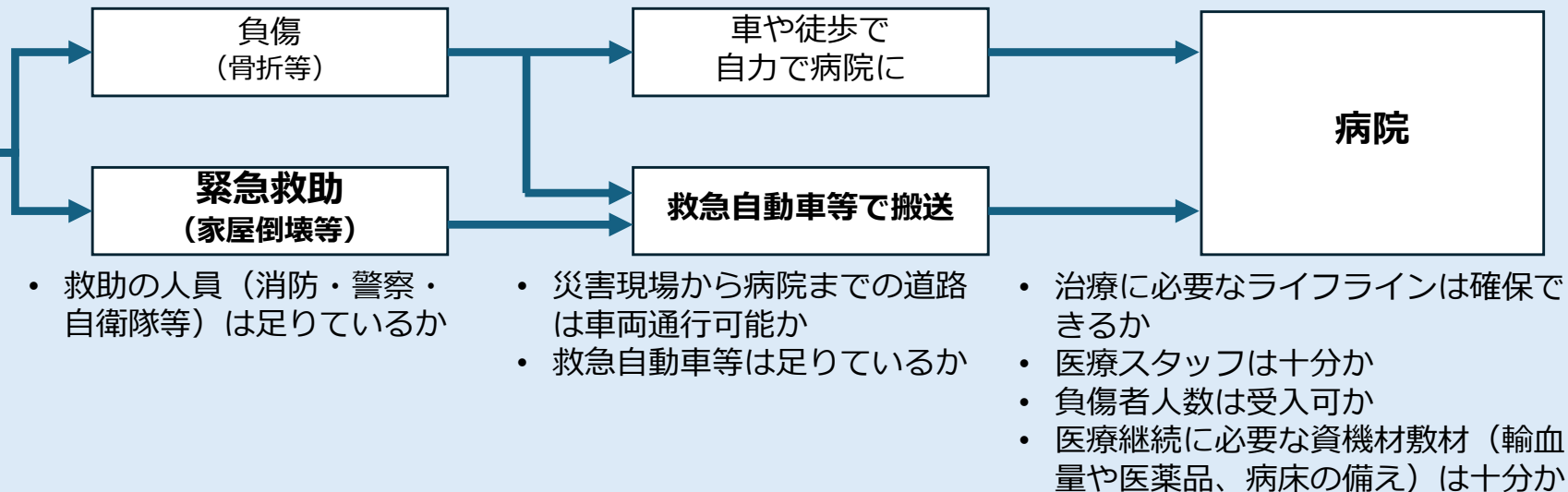


地域単位でのシミュレーションを通じて、発災後に地域住民の命を守る・つなぐために必要な機能や物資の過不足を定量的に分析する。
不足部分は「弱部」として認識し、重点的に対応策を検討することで、より実効性のある防災対策を促進する。

災害リスク評価（負傷者救助編）のイメージ図

〇〇地区の検討

＜発災＞
家屋倒壊等による
負傷者の発生



地域単位（地区、市町村）

被害想定への対応能力を定量的に評価し、弱部をあぶり出し

各計画への反映

【例】



地域防災計画



災害時受援計画



消防防災計画



孤立想定地域の対応計画



災害救助の資源配分計画



災害時医療救護計画



各病院のBCP計画



各ライフラインの復旧計画

など

評価のつなぎ合わせ

広域ブロック

（国、都道府県）

境界条件の確認、課題調整

＜防災庁＞ 関係部局とコーディネート（分野横断的な関係者間調整等）

国難級災害の被害軽減に向けた事前防災の徹底

定量的弱部分析手法等検討会の開催について

- 防災立国の推進に向けた基本方針(令和7年12月26日閣議決定)では、防災庁が担う役割の一つとして、被害想定精度向上及び高度化を図るとともに、国・都道府県等が連携し、地域レベルでの具体的かつ分野横断的なシミュレーションに基づく災害リスク評価を通じて、大規模災害に対する社会や地域における弱部のあぶり出しを推進することとされている。
- そのため、被害想定精度向上及び高度化に係る手法や、シミュレーションに基づく災害リスク評価手法についての検討を行う有識者検討会を内閣府において開催する。

検討会委員等

	氏名	所属・職名
検討委員	磯打 千雅子	香川大学 IECMS地域強靱化研究センター 特命准教授
	井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授
	大原 美保	東京大学大学院 情報学環 教授
	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
	鋤田 泰子	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
	福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授（座長）
	山本 尚範	名古屋大学 医学部附属病院救急科 診療科長
行政委員	横田 崇	愛知工業大学 地域防災研究センター長・教授
	宮城県 復興・危機管理部 防災推進課長	
	静岡県 危機管理部 危機政策課 新被害想定担当室長	
	高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課長	

主な検討事項

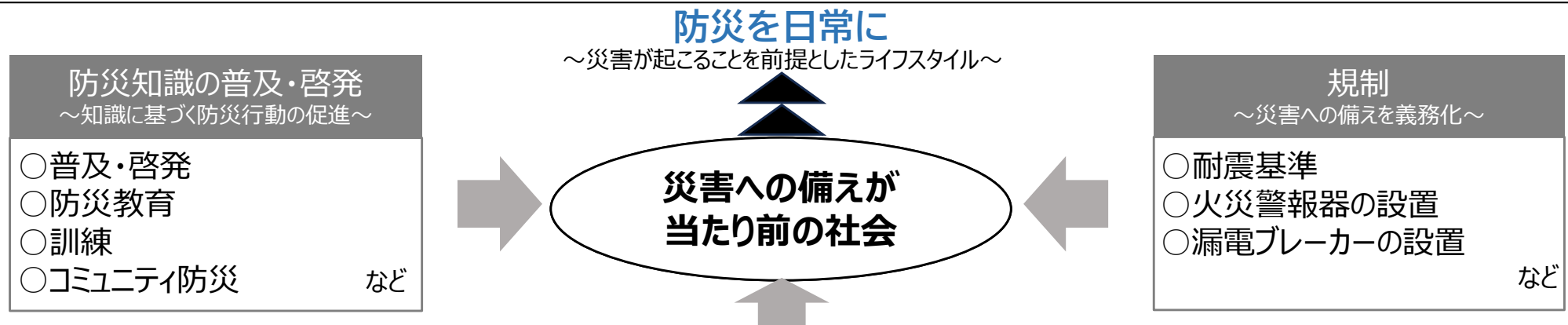
- ①定量的弱部分析手法の検討
 - ・ 定量的弱部分析ガイドライン作成に向けたモデル地区での検討
 - ・ 地域特性に応じた災害シナリオ及び防災上の課題や弱部等の把握手法に関する課題整理
- ②被害想定精度向上・高度化
 - ・ 被害想定手法の現状の課題整理及び今後の方針検討
 - ・ 被害想定手法(国)及び都道府県の被害想定手法のとりまとめ

令和8年7月
定量的弱部分析ガイドライン(案)公表

※検討分野に応じて、臨時委員を追加予定

防災を日常に溶け込ませるための方向性（案）

- 従来からの「普及・啓発」、「規制」に関する取組に加え、「防災意識にとらわれず日常生活にビルトインする取組」を防災施策全体の中に体系的に位置付ける必要。
- 日常時と非常時のフェーズからフリーにして生活の質を向上させる「フェーズフリー」の思想等を取り入れ、解決策から参加策への転換を図り、「災害への備えが当たり前」の社会を構築する。
- さらに、他分野で実装されている手法を防災分野に取り入れるなど、学術分野と連携した取組による推進も考えられる。



防災意識に依存せず日常生活にビルトインする取組

～フェーズフリーの思想を取り入れたサービス～

～仕組みを変える取組～

～参画しやすい環境整備・機運の醸成～

【取組のイメージ】

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○平時も災害時も役立つ商品の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・常温でそのまま提供できる液体ミルク ・災害時の電源供給が可能な電気自動車 ○平時も災害時も役立つ施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点型複合庁舎 ・一時滞在施設の機能等も有した公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○効果的な業界標準 <ul style="list-style-type: none"> ・家具購入時・引越し時の家具の固定 ・電気設備点検時の感震ブレーカーの設置 ○費用負担に対するインセンティブ <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策を実施した場合の保険料の割引 ・固定資産税の減額 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に直結する企業からの呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・食品・飲料や生活用品などを扱う企業から災害への備えに関する呼びかけ、キャンペーン ○いつもの暮らしが防災に役立つ国民の気づき <ul style="list-style-type: none"> ・特売日に食品をまとめ買いなど、ローリングストックの展開 ○参加のハードルを下げる取組 <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる避難訓練 |
|---|---|--|
- 身近なプレーヤーからの呼びかけ
・保健・福祉専門職等の身近なプレーヤーからの備えについてきっかけを与える など

フェーズフリー等の考え方

※フェーズフリー等促進検討会 資料より抜粋・一部加工

「防災意識に依存せず日常生活にビルトインする取組」の例

サービス

○デザインと一体化した収納による固定



出典：株式会社 白井産業Webサイト

○防災定期便（ローリングストックに関する取組）

定期的に保存食が届き、新しい製品が届いたら保存していたものを普通の食卓で消費し、新しく届いた製品を保存する。



出典：Bimi Stock Webサイト



出典：日清食品グループ Webサイト

仕組み

○設備点検時を捉えた設置の促進

電気事業法に基づき、電気設備から漏電していないかなどの点検を行う際、併せて感震ブレーカーの概要や必要性などを冊子でお知らせする取組を令和7年度から開始



例：電気設備点検に併せた補助制度の周知の様子

環境整備・機運醸成

○日常生活に直結する企業からの呼びかけ

備えを身近に感じてもらうために、日常で実践しやすい取組をHP等で発信



出典：サントリー・ベバレッジ&フーズ(株)Webサイト



出典：森永製菓(株)Webサイト

防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会について

背景

- 令和7年6月に公表された「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」において、企業等のリソースやプロフェッショナルな力を発災時に最大限に活かせるような体制の構築が求められている。
- こうしたことを背景として、地方公共団体と企業との協定の実効性を高める取組に加え、より多くの企業の参画が得られるよう、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりが必要となっている。

主な検討事項

（今後、第1回の議論を踏まえて、再度内容を整理予定）

1. 企業と自治体との協定の実効性確保に向けた取組のあり方

① 民間企業のリソースを活用できる業務

- ・ 真に自治体が担うべき業務と企業のリソース活用可能な業務の整理
- ・ 国・都道府県・市区町村が締結すべき協定の整理
- ・ 全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違いの整理

② 協定の実効性

- ・ 平時において期待される地域と企業の取組
- ・ 協定締結先企業の実効性（BCP（業務継続計画）の作成状況、複数自治体と協定を締結している場合の企業のキャパシティ）

③ 面的な協議体（コンソーシアム）による連携

- ・ 関係者のリソースを組み合わせた質の高い災害対応等の検討
- ・ 平時・有事を問わないフェーズフリーな関係性の構築

2. 企業の地域貢献の評価のあり方

- ・ 企業が地域防災に参画しやすい環境づくり、そのための地域貢献を評価する仕組みの必要性
- ・ 評価する仕組みの類型（表彰・認証・登録等）の整理
- ・ 全国的な制度、地域における制度それぞれの特性を整理

開催概要

- 年度内8回程度、検討会の開催を予定し、ガイドライン等を取りまとめ予定
（第1回検討会を令和8年6月16日に開催し、現在第4回検討会（令和8年10月13日時点）まで開催済）

検討会委員

※ ◎ 座長

氏名	所属・職名
廣井 悠 ◎	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
磯打 千雅子	香川大学 創造工学部 特命准教授
大串 葉子	同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授
高岡 美佳	立教大学 経営学部 教授
廣内 大助	信州大学 教育学部 社会科学教育 教授
石山 アンジュ	（一社）シェアリングエコノミー協会 代表理事
堀 幸子	日本経済団体連合会 危機管理・社会基盤強化委員会 企画部会長（三井住友海上火災保険 常務執行役員）
原田 和貴	東京商工会議所 災害・リスク対策委員会 委員（清水建設株式会社 総務部長）
永井 靖二	関西経済同友会 特別幹事（前・代表幹事）（株式会社大林組 顧問）
流 友之	日本損害保険協会 営業企画部長
細川 了	福島県 危機管理監兼危機管理部長
松谷 いづみ	東京都 総務局危機管理調整担当部長
若林 克茂	静岡県 危機管理監兼危機管理部危機政策課長
江淵 誠	高知県 危機管理部長
有吉 恭子	大阪府吹田市 総務部防災政策推進監
伊藤 暢章	熊本県熊本市 政策局危機管理防災部長

（敬称略）

防災分野における地域と企業の連携に向けた議論の方向性

- 地域と企業の連携の在り方・全体像を踏まえ、本検討会においては、災害時応援協定を中心とした地域と企業の連携に関するガイドラインと、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりとして地域貢献を評価する制度に関する提言を取りまとめる。
- 特に地域と企業の連携に関するガイドラインにおける協定の実効性という観点においては、**「発災時における災害対応業務の支援を目的とした協力」**に注目する。
- 他方で、協定の更なる促進や、地域と企業の連携に関するガイドラインにおける面的な協議体（コンソーシアム）の観点や、地域防災に参画しやすい環境づくりという点においては、**「発災時における災害対応業務の支援を目的とした協力」**に加えて、**「地域の自助・共助を高めるような普及啓発・教育に関する協力」**も含め、広く検討する。

現状 ・ 社会貢献・地域貢献等をモチベーションとして地域と企業が連携

課題 ・ 協定によっては有効に機能しなかった例もあり、実効性の確保が必要
・ より多くの企業の参画が得られるように、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりが必要 等

課題解決策として短期的(令和8年度)取りまとめの方向性

- 現状の地域と企業の連携の枠組み(協定)の実効性を高める。
- 企業が地域防災に参画しやすい環境づくりを図る。(協議体等によるネットワークづくり、企業の地域貢献を見える化する評価のあり方)

① 地域と企業の連携に関するガイドラインについて

- ・ 民間企業のリソースが活用できる自治体の業務
- ・ 協定の実効性(発災時のオペレーションを中心として)
 - ✓ 国、地域(都道府県・市区町村)、企業等の役割
 - ✓ 履行の確保、業務範囲、費用負担等、協定書に明記すべき事項
- ・ 防災分野における面的な協議体(コンソーシアム)の意義、類型

② 地域防災に参画しやすい環境づくりに関する提言

- ・ 企業の地域防災への貢献に関する適切な評価のあり方
 - ✓ 地域貢献を可視化する手法(表彰・登録・認証(認定)等)
 - ✓ 国と地域の役割分担

令和8年度の検討会報告書を踏まえ各取組を具体化

ボランティアだけではなく
業として企業の役割の明確化

地域と企業のネットワークづくり、
協議体等のモデル化

地域貢献を評価する制度の具体化
(表彰、登録制度等)

将来の姿

フェーズフリーを見据えた防災がビジネスとして捉えられる新たな社会の構築

今後の施策の方向性、検討体制について

令和9年度防災庁予算概算要求の基本方針

- 防災立国の推進に向けた基本方針に基づき、「強く豊かな日本」投資枠も最大限活用し、防災庁の担う11の取組※を強力に推進します。
※防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月26日閣議決定）における「防災庁の担う具体的な事務」
- このうち、大規模災害に対する事前防災の推進については、防災力強化総合交付金を大幅に増額し、地方公共団体の防災力強化の取組への支援を一層強化します。また、防災技術の研究開発・実装、防災産業の振興については、「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）に基づき、「防災技術・産業成長投資総合推進費（仮称）」を創設し、技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図ります。
- また、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づく施策に係る経費等については、事項要求を行い、予算編成過程で検討します。

中核的施策の推進

- 防災庁の使命の根幹をなす、「事前防災」から「災害緊急事態対応」、「被災者支援体制構築」などを通じた「復旧・復興」までの一連の取組を強力に推進します。

1 大規模災害に対する
事前防災の推進

2 円滑かつ迅速な
災害緊急事態対応

3 被災者に寄り添った
支援体制の構築

4 早期の復旧・
より良い復興の実現

中核的施策の推進基盤形成の取組

- 防災庁が担う中核的施策を実効性あるものとするため、デジタル防災技術の活用、国民への普及啓発、情報発信、産官学民連携、人材育成といった基盤的取組を充実・強化します。

5 デジタル防災技術
の徹底活用

6 国民の行動変容を
促す普及啓発・防災教育

7 戦略的な
防災情報発信

8 産官学民
連携体制の構築

9 体系的な人材育成
システムの充実・強化

防災力の持続的発展を支える取組

- 我が国における中長期的な防災力の向上と国際社会への貢献に向け、防災技術の研究開発・産業振興及び大規模災害時の海外からの円滑な支援受入をも想定した国際防災協力を推進します。

10 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

11 国際防災協力の推進

令和9年度防災庁予算概算要求の主な要求内容

【参考】

＜概算要求額：652億円（うち『「強く豊かな日本」投資枠』402億円）＞

令和8年度当初：218億円

令和7年度補正：35億円

主な要求内容

1. 大規模災害に対する事前防災の推進：172.0億円

- ・大規模地震対策、水害・土砂災害・火山災害等の対策の推進
- ・災害リスク評価の推進
- ・防災力強化総合交付金による地域防災力の強化

2. 円滑かつ迅速な災害緊急事態対応：88.4億円

- ・大規模災害時におけるプッシュ型支援の充実等
- ・災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備

3. 被災者に寄り添った支援体制の構築：43.6億円

- ・災害関連死の防止や避難生活環境の改善等の避難者支援の充実
- ・被災者生活の再建のための制度運用・自治体支援の充実

4. 早期の復旧・より良い復興の実現：0.4億円

- ・大規模災害を想定した復旧・復興対策等の推進

5. デジタル防災技術の徹底活用：23.8億円

- ・人工衛星、航空機、ドローン等を活用した被災状況把握システム構築の推進（鳥の目プロジェクト）
- ・防災情報システムの高度化及び被災者支援業務におけるDXの推進

6. 国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育：3.2億円

- ・防災意識の定着と主体的な防災活動を促す国民運動の推進

7. 戦略的な防災情報発信：1.5億円

- ・戦略的な防災情報の発信

8. 産官学民連携体制の構築：1.5億円

- ・地方公共団体と連携した地域防災力強化の取組の推進
- ・官民連携による被災者支援体制の整備等

9. 体系的な人材育成システムの充実・強化：5.0億円

- ・国と地方の防災を担う人材の育成の推進
- ・総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

10. 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展 ：225.5億円

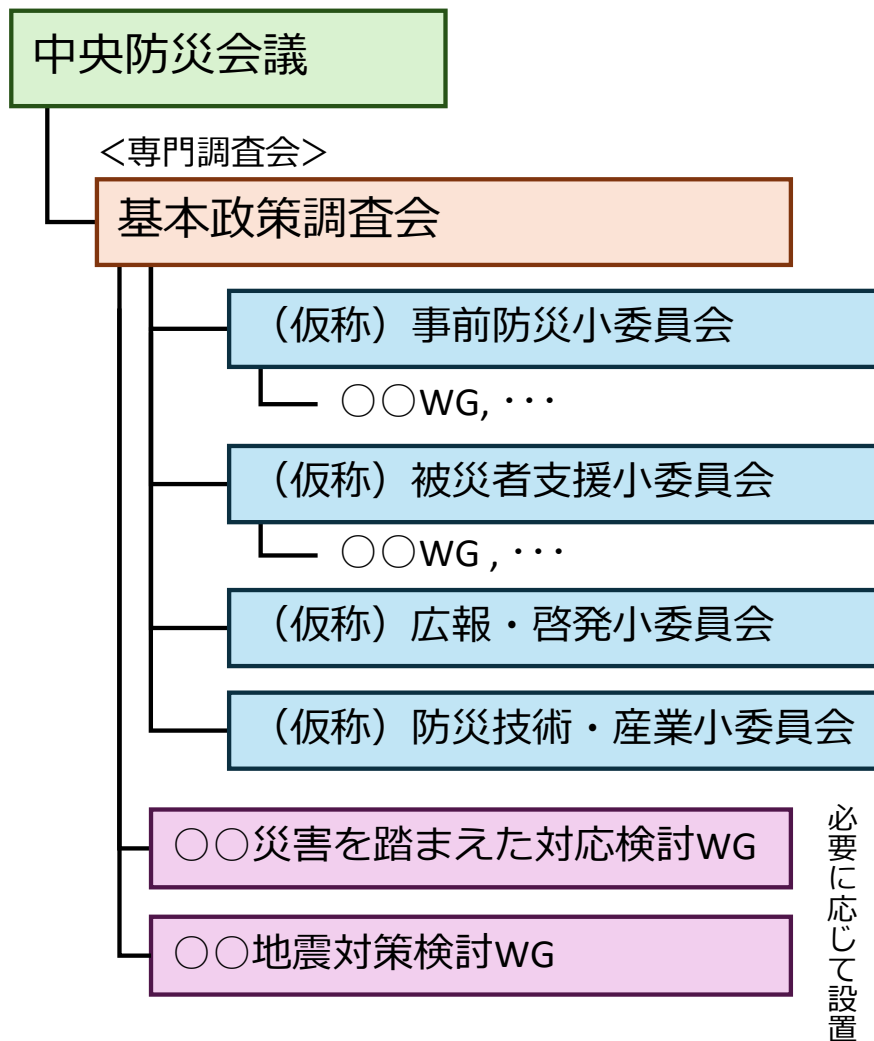
- ・防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展の推進

11. 国際防災協力の推進：16.8億円

- ・2027年（国連）アジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR）の開催

有識者の意見を踏まえた施策検討体制の見直し

- 中央防災会議の専門調査会として設置されている「防災対策実行会議」を廃止し、有識者から構成される「基本政策調査会」を新たに設置する。
- 基本政策調査会は、防災政策に関する基本的な事項の調査を行う。
- 必要に応じ、基本政策調査会に小委員会やWGを設け、個別の政策分野やテーマごとの議論を行う。



○基本政策調査会の主な検討事項

＜事前防災に関する事項＞

- ・ 各種事前防災対策の進捗管理
- ・ 災害リスク評価や評価結果に基づく弱部の対策
- ・ 官民の防災人材育成
- ・ 民間企業等の地域防災への参画
- ・ 被災地の復旧復興に向けた事前の取組

＜被災者支援に関する事項＞

- ・ 避難生活環境の改善
- ・ 多様な支援を取り入れた被災者支援
- ・ 物資・資機材の備蓄・オペレーション
- ・ 官民連携による被災者支援

＜広報・啓発に関する事項＞

- ・ 防災に関する普及啓発・防災教育
- ・ 災害対応と教訓の記録・継承
- ・ 行動変容を促す戦略的な情報発信

＜防災技術・産業に関する事項＞

- ・ 防災技術の研究開発・社会実装、防災産業の振興
- ・ 国際防災協力の推進
- ・ デジタル技術活用による迅速な被害状況把握

＜分野横断的な事項＞

- ・ 国、都道府県、市町村、民間等の役割分担のあり方

「防災局の業務等の在り方に関する検討会」について

- 防災庁の地方機関である「**防災局**」は、**防災庁設置法の公布の日（令和8年7月17日）から、2年以内に設置することとされている。**また、「**防災立国の推進に向けた基本方針**」（令和7年12月26日閣議決定）において、**当面、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震に対する地域における平時からの防災対策の推進の観点から、具体を検討**することとされている。
- このため、これらの大規模地震に対し、**防災局において担うべき業務やそのための体制のあり方について、有識者による会議を開催**して、検討を行う。

● 委員

（五十音順）

今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 教授
大原 美保	東京大学大学院情報学環 教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授

● 検討内容

- ① 防災局の業務のあり方
 - ・ 平時における**事前防災の推進**のため、両地震に対して防災局が地域レベルで推進していくべき施策
 - ・ **災害時**における、両地震に対して防災局が担うべき役割
 - ・ **本庁や自治体、防災関係機関等との連携** 等
- ② 防災局の組織・体制のあり方
 - ・ ①の業務を実施するために望ましい**防災局の組織・体制**
 - ・ ①の業務を実施するために**望ましい立地**などの条件 等

● 検討期間・スケジュール

【検討期間】 令和8年10月～年度末頃

【検討会開催スケジュール（想定）】

- 第1回（10月8日） 総論
- 第2回（11月頃） 防災局の業務①
- 第3回（12月頃） 防災局の業務②
- 第4回（1月頃） 防災局の体制・立地条件
- 第5回（2月頃） とりまとめ

※ 開催回数・時期については、検討状況に応じ柔軟に検討